

消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

平成 27 年 1 月 16 日

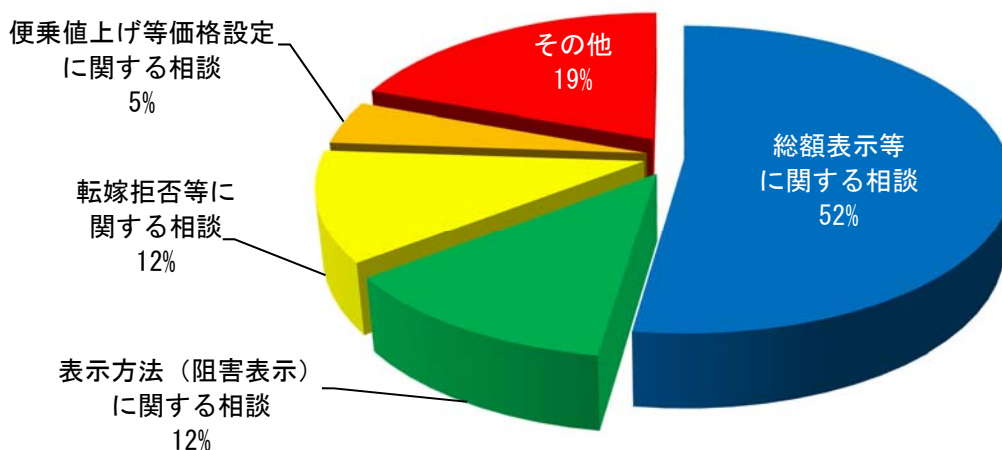
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 12 月(12/1～12/31)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

12 月の相談件数：電話 133 件、メール 22 件

【相談内容（全 155 件）の内訳（※）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 当社は、小売業を営んでおり、当社の取扱商品について一般消費者向けにパンフレット(数十ページ)の作成を予定している。パンフレットに掲載する商品の価格表示について税抜価格のみを表示した上で、パンフレットの最後のページに「パンフレットに掲載している商品の価格は全て税抜表示です」との注意書きを記載する方法は、認められるのか。

A. 御照会のようなパンフレット等に税抜価格のみを表示する場合には、消費者にその価格が税込価格と誤認されないための措置(誤認防止措置)を講じていただく必要があります。

誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に認識できる方法で行っていただく必要があります。

したがって、御照会のような表示をパンフレットの最後のページのみに行う場合には、通常、消費者が商品を選択する際に、その表示価格が税抜価格である(税込価格でない)ことを認識できないものと考えられます。この場合には、誤認防止措置が講じられていることにはなりません。

※ 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 24 件

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 買手(消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者)が、売手(同法上の特定供給事業者)に対して、商品又は役務の対価について消費税率の引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払うことは、減額として消費税転嫁対策特別措置法上問題となるとのことだが、本体価格の合計額に消費税率分を上乗せした結果として生じる支払総額の1円未満の端数を切り捨てて支払うことも問題となるのか。

A. 買手(消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者)が、売手(同法上の特定供給事業者)に対する取引金額(支払総額)の支払の際に生じる消費税相当額の円未満の端数を切り捨てて支払うことは通常問題となりません。ただし、1円以上の端数を切り捨てる場合は減額として消費税転嫁対策特別措置法上問題となりますので注意してください。

Q. 当社は、取引先の元請事業者にサービスを供給している。取引先の元請事業者に対して消費税率の引上げに伴う取引価格の引上げを要請しているが、元請事業者がユーザーから取引価格の引下げ要請があることを理由に認めてくれないことを懸念している。こういったケースでは、元請事業者の行為は、消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのか。

A. 元請事業者(消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者)が貴社(同法上の特定供給事業者)との取引において、消費税率の引上げ前の取引価格(税込価格)に消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置くことは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。元請事業者のユーザーから取引価格の引下げ要請があることは、合理的な理由とはなりませんので、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

○ 阻害表示に関する相談

Q. 当社(小売業)のカード会員になった場合に販売している商品について「本体価格で販売します」との表示をダイレクトメールで行うことを考えているが、消費税転嫁対策特別措置法上問題となるか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法では、「消費税は転嫁されません」等の消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことが禁止されています。

「本体価格で販売します」との表示が、宣伝や広告の表示全体から消費税分を値引きする等の趣旨の広告や宣伝であることが客観的に明らかである場合には、消費税転嫁対策特別措置法第8条で禁止される表示に該当します。

○ その他

Q. 飲食店に電話予約をした際には、1人当たり「〇〇円以外に費用はかかりません」と言われたので、消費税分が含まれた価格であると思っていた。ところが、お会計の際に、別途消費税分を上乗せした代金を支払う必要があることが分かった。飲食店の対応は問題とはならないのか。

A. 景品表示法では、商品・サービスの価格や取引条件に関して、実際のもの又は競争業者のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示(有利誤認)は禁止されております。景品表示法の規制対象となる表示にはいわゆるセールストークも含まれます。

御相談のケースは上記の有利誤認表示規制の観点から問題となる可能性がありますので、お手数ですが、景品表示法を所管している消費者庁表示対策課にお問い合わせください。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610